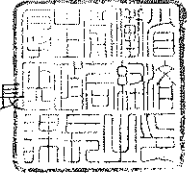


医政経発第 1226004 号  
平成 20 年 12 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課長 殿

厚生労働省医政局経済課長



薬事工業生産動態統計調査に係る調査票記入要領の改定について

薬事工業生産動態統計調査につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、医療機器の調査票記入要領の一部を別添のとおり改定し、平成 21 年 1 月分調査から適用することとしたので、貴管下各事業所に対する周知方よろしくお願いいたします。

## 別 添

### 1. 別表「医療機器統計分類表」

平成21年1月分調査分より、調査票中の「7. 品名」及び「9. 記号(1) 分類番号」欄について、平成17年4月施行の改正薬事法以降、既に承認申請等に使用している一般的名称及び分類番号(JMDNコード)にて記載することとする。

それに伴い、別表について新一般的名称及び新分類番号の物に変更する。

### 2. 医療機器調査票「第5号様式」

「9. 記号(1) 分類番号」欄について、9桁から8桁に変更する。